

会社法の一部を改正する法律等の成立

会社法の一部を改正する法律（以下「改正会社法」という）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）が、第186回通常国会において平成26年6月20日に成立した。施行期日は、公布の日から起算して1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日とされているが（改正会社法附則1）、平成27年4月ないし5月とされることが見込まれる¹。

- 改正会社法及び整備法は、法務省ウェブサイトの以下リンク先を参照。

改正会社法 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00151.html

整備法 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00152.html

【経緯と背景】

平成24年9月7日、法務大臣の諮問機関である法制審議会は「会社法制の見直しに関する要綱」（以下「要綱」という）をとりまとめ、法務大臣に答申した。これに基づく会社法の一部を改正する法律案（以下「改正会社法案」という）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（以下「整備法案」という）が平成25年11月29日に閣議決定され、同日臨時国会（第185回国会）に提出された。しかし、当該臨時国会では成立せず、平成26年の通常国会（第186回国会）において6月20日に成立した。

改正会社法案の基礎となった要綱は、平成22年2月24日付の法務大臣による法制審議会への諮問第91号に対するものであり、会社法制部会（部会長 岩原紳作東京大学教授（当時））における同年4月からの約2年半にわたる審議（東日本大震災を踏まえた一時中断を含む）の成果である。改正会社法案はほぼ要綱の内容を反映しているが、与党による法案審査等により一部修正された。こうした過程を経て提出された改正会社法案は、形式的事項の修正を除いて改正会社法として成立した²。

改正会社法は、株式会社をめぐる最近の社会経済情勢に鑑み、社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等の強化、並びに株式会社及びその属する企業集団の運営の一層の適正化等を図るため、監査等委員会設置会社制度を創設するとともに、社外取締役等の要件等を改めるほか、株式会社の完全親会社の株主による代表訴訟の制度の創設、株主による組織再編の差止請求制度の拡充等の措置を講じようとするもので、「Ⅰ企業統治の存り方」及び「Ⅱ親子会社に関する規律」の見直しに大別される。以下、その主な内容について解説する。なお、本章における会社法の条文番号は、特に断らない限り、改正後の会社法の規定によるものである³。

- 要綱の解説については下記リンク先の『「会社法制の見直しに関する要綱」の概要』を参照。

<http://www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/article/accounting-financial-topics/pages/companies-act-201209.aspx>

1 2014年5月13日開催参議院法務委員会谷垣禎一法務大臣発言（参議院公報参照）。

2 整備法案については、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の改定規定を追加するための修正が行われた。

3 本ニュースレターの条文の略記は次のとおりである。（例）会社法第461条第2項第2号イ→会社法461Ⅱ②イ

- 改正会社法案の要綱からの変更点については下記リンク先の『「会社法の一部改正に関する法律案」等の国会提出について』を参照。

<http://www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/article/accounting-financial-topics/pages/companies-act-201312.aspx>

I. 企業統治の存り方

1. 社外取締役の選任の義務付けの見送り

社外取締役の選任の義務付けについては見送られたものの、英国の“Comply, or explain”（遵守せよ、そうでなければ説明せよ）の考え方に倣った規律が導入された。すなわち、事業年度の末日において公開会社かつ大会社である監査役会設置会社であってその発行する株式について有価証券報告書提出義務を負う株式会社が社外取締役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明しなければならないとされた（会327の2）。

また、法務省令により、当該株式会社が社外取締役を置いていない場合には、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を事業報告の記載事項とするとともに、社外取締役の候補者を含まない取締役の選任議案を株主総会に提出する場合にも、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を株主総会参考書類において説明しなければならないとされる予定である。それぞれ以下のような規定についても追加予定とされる。

（事業報告における開示）

- 「相当でない理由」は、個々の株式会社の各事業年度における事情に応じて記載しなければならないこと。
- 社外監査役が2名以上あることのみをもって「相当でない理由」とすることはできないこと。

（株主総会参考書類における開示）

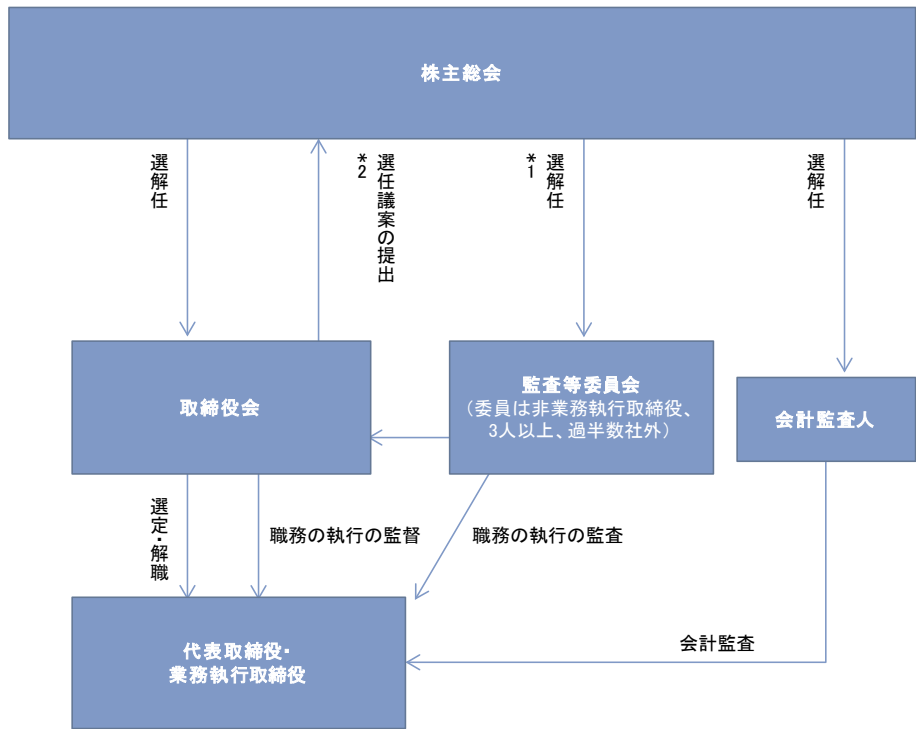
- 「相当でない理由」は、個々の株式会社の当該時点における事情に応じて記載しなければならないこと。
- 社外監査役が2名以上あることのみをもって「相当でない理由」とすることはできないこと。

さらに、改正会社法の附則として、政府は、法律の施行後2年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとされた（改正会社法附則25）。

2. 監査等委員会設置会社制度の新設

社外取締役の機能を活用する観点から、定款の定めによって、監査役会設置会社、指名委員会等設置会社（改正前の委員会設置会社の呼称を変更したもの）のほか、その過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を置く、監査等委員会設置会社となることができるようになった（会326Ⅱ）。

【監査等委員会設置会社】



*1 解任は特別決議
*2 監査等委員会である取締役の選任議案を提出するには、監査等委員会の同意が必要。会計監査人の選任等議案については監査等委員会が決定

3. 社外性要件の厳格化

社外取締役等に期待される監査・監督機能の実効性を高めるという観点からは、社外性要件が厳格化された。すなわち、社外性要件に、親会社等の関係者でないものであることが新たに追加された(会2⑮ハ、⑯ハ)。いわゆる兄弟会社の関係者でないことも要件に追加された(会2⑮ニ、⑯ニ)。これに伴い、下表のとおり、「親会社等」、「子会社等」といった用語も新たに定義された。

また、その他株式会社の関係者の近親者でないことが追加された(会2⑮ホ、⑯ホ)。

他方、社外性要件を緩和するものとして、いわゆる過去要件の対象期間が就任前10年間に限られる株式会社等との関係に限定された(会2⑮イ、ロ⑯イ、ロ)。

(定義)

用語	定義
■ 親会社等(会2④の2)	■ 次のいずれかに該当するものをいう。 イ 親会社 ロ 株式会社の経営を支配している者(法人であるもの除く)として法務省令で定めるもの
■ 子会社等(会2③の2)	■ 次のいずれかに該当するものをいう。 イ 子会社 ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

4. 会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権の監査役等への付与

「インセンティブのねじれ論」(経営者が会計監査人選解任等に関する議案や会計監査人の報酬の決定権を有すると、会計監査人の立場を弱くし、適切な会計監査の実施が危ぶまれるというもの)を受け、会計監査人の選解任等の議案の内容については、監査役(会)が決定権を有することとされた(会344 I、Ⅲ)。監査等委員会設置会社についても、会計監査人の選解任等の議案の内容の決定権限は監査等委員会が有することになった(会399の2Ⅲ②)。ただし、会計監査人の報酬の決定権については、従来どおり、監査役(監査役会、監査等委員会)に同意権を認めることが踏襲された。

5. 第三者割当規制

昨今、既存株主の利益を著しく毀損する大規模な第三者割当増資を規制すべく、募集株式の発行等により支配株主が異動する場合における、有価証券届出書を提出していない公開会社による通知(又は公告)及び一定割合の議決権を有する株主が反対したときの株主総会の決議が義務付けられた(会206の2 I～Ⅲ、244の2 I～Ⅳ)。ただし、当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるときは株主総会の承認は不要とされた(会206の2Ⅳ、244の2Ⅴ)。

Ⅱ. 親子会社に関する規律

1. 多重代表訴訟制度の新設

親会社の株主を保護する観点から、多重代表訴訟制度が新設された。すなわち、株式会社の最終完全親会社等(会847の3 I、Ⅱ、Ⅲ)の総株主の議決権又は発行済株式の1%以上を有する株主は、特定責任に係る責任追及等の訴えの提起を請求することができる(会847の3 I)。ここで特定責任とは、発起人等(会847 I)の責任の原因となった事実が生じた日において、最終完全親会社等及びその完全子会社等における当該株式会社の株式の帳簿価額が当該最終完全親会社等の総資産額の5分の1を超える場合における当該発起人等の責任をいう(会847の3Ⅳ)。

2. キャッシュ・アウト法制的整備

経営の意思決定の迅速化、柔軟な経営の実現、株主管理コストの削減等を実現すること等の観点から、キャッシュ・アウト(現金を対価とする少数株主の株式会社からの排除)法制が整備された。すなわち、特別支配株主(株式会社の総株主の議決権の10分の9以上を直接又は間接に保有する株主)による株式売渡請求制度が新設され、特別支配株主は、当該株式会社の株主の全員に対して、当該株主の有する当該株式会社の株式の全部を現物対価により売り渡すことを請求することができるようになった(会179 I)。

なお、当該制度では株式売渡請求により株式を売り渡すこととなる株主(以下「売渡株主」という)の保有する株式が、特別支配株主が対価を支払っていなかったとしても特別支配株主が定めた取得日に移転することとされていることから、売渡株主に民法で定められている同時履行の抗弁権が奪われるなど売渡株主の権利が大幅に制限される正当性が明らかではないとの指摘が国会審議においてなされたことを踏まえ、法務省令において所要の手当がされる見込みである⁴。

4 2014年6月19日開催参議院法務委員会谷垣禎一法務大臣発言。

3. 株主による組織再編の差止請求制度の拡充

略式組織再編以外の組織再編についても、簡易組織再編の要件を満たす場合を除き、当該組織再編が法令又は定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該行為をやめることを請求することができるようになった（会784の2、796の2、805の2）。

4. 詐害的な会社分割における分割会社の債権者保護のための規定の新設

詐害的な会社分割による会社財産の流出によって、分割会社に債務の履行を請求できる債権者の債権回収の可能性を不当に害することを防止する観点から、分割会社が、承継会社等に債務の履行の請求をすることができない分割会社の債権者、すなわち承継会社等に承継されない債務の債権者（残存債権者）を害することを知って会社分割をした場合には、残存債権者は、承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができるようになった（会759IV本文、761IV等）。吸収分割の場合には、吸収分割の効力が生じた時における吸収分割承継会社の善意が免責事由とされている（会759IVただし書等）。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人
監査品質管理部

azsa-jgaas@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.